

武蔵野学院大学 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する細則

(目的)

第1条 本細則は本学の科学研究費等の運営・管理に関する規程に基づき、武蔵野学院大学（以下、「本学」という。）における科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針および不正防止計画を定めたものである。

(不正使用防止等に関する基本方針)

第2条 科研費等公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針は以下の通りとする。

本学では、平成19年2月15日付文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、第3条のような取り組みをすることとした。また、本学における科研費等公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を絶えず見直ししながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実発展に貢献できるよう努めていく。

(不正防止計画の位置付け)

第3条 科研費の運営・管理の規程に基づき、科研費等公的研究費の適正な運営・管理を行うため、第4条に示す不正防止計画を策定した。

(不正防止計画)

第4条 不正防止計画を以下のように定める。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
体制	運営・管理に関する責任体制が不明確である。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者の独断での使用が行われる。	機関内の責任体制を明確化する。	「科研費の運営・管理の規程」や「科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規」に従い、適正な運営・管理を図る。
	相談窓口が整備されていない。	適切な使用方法が曖昧なため、研究者が独断で使用が行う。	相談窓口を設置する。	事務局内の科研費担当者やコンプライアンス推進責任者が相談窓口となり、適正な使用方法を指導する。
	通報窓口が整備されていない。	研究費の不正執行等を許す温床となる。	通報窓口を設置する。	コンプライアンス推進責任者を窓口として事務局に設置する。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
意識	科研費等公的研究費の適正な運営・管理における責任体制に対する周知が徹底されていない。	運営・管理責任が曖昧になり、研究者や事務担当者が独断で運用・管理を行う。	責任体制の周知を徹底する。	本学の責任体制に関する規程を学内外に公表して周知をはかるとともに、研修会等で責任体制を周知していく。
意識	公的研究費が国民の貴重な税金であり、不正使用が国民の負託を裏切る行為であるとの認識が不足している。	研究費は「研究者が運営・管理するもの」という誤った認識が生じ、機関管理を原則とする科研費等公的研究費の運営・管理の支障となる。	研究者への指導と意識向上を図る。	研究者に不正使用防止に関する研修会を開催し、恒常的な相談・指導につとめ、公的研究費の適正な使用についての意識の向上を図る。
	研究者の研究費使用ルールへの理解が不足している。	研究費の不適切な使用や不正使用を生む。	ルールの明確化と研究者への周知を徹底する。	学内ルールを明確化するとともに、研究者及び関連部署への周知徹底を図る。
物品費	備品(20万円以上)購入の際、研究者が独断で発注を行う。	業者との癒着、不適正な価格での取引や研究費のプール等、不適切な研究費執行の温床となる。	発注に関して、事務局が関与する。	備品(20万円以上)購入の際は、事務局が発注に関与し、研究者のみによる発注を行わない体制を整える。また、複数業者による見積りを行うなど、発注の透明化を図る。
	研究者への直接納品および第三者による検収を経ない物品購入。	架空の発注及びそれに基づく研究費の執行が行われる。	第三者への納品及び第三者による検収をおこなう。	備品(5万円以上)購入の際は、事務局が検収を行う。備品(20万円以上)購入の際は、事務局への納品を徹底する。

区分	不正発生要因	予測される結果	課題解決への方策	不正防止計画
旅費	「各種届」の事前提出が徹底されていない。	事前に、出張の必要性の確認や経費管理ができず、適切な研究費の執行が妨げられる。	事前申請・手続を徹底する。	「各種届」の事前提出及びそれに基づく決済を徹底する。
	出張報告書の記載が不明瞭である。（「資料収集」等の簡単な記載など）。	架空の出張を生む温床となる。	出張実施確認を徹底する。	出張報告書は具体的に記載する。また、裏付けとなる書類を添付する。
謝金等	アルバイト雇用に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	業務委託に関し、第三者による実施確認が行われない。	架空の支出を生む温床となる。	第三者による実施の確認を行う。	業務の実施確認は、原則として事務局が行う。
	研究者等による立替払い。	業務委託者等に適正に謝金が支払われない可能性がある。	支払手続を適正化する。	謝金の支払いは、原則として所属機関から本人名義口座への銀行振込とし、立替払いでの支払いを認めない。本人に直接支払う場合は、委託業者等の領収書を徴取するとともに、事務局による業務内容の確認を委託業者等に行う。

（細則の変更）

第5条 本細則の変更は本学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成28年3月8日から施行する。